

## 三豊市農業委員会 1 月定例総会議事録

令和6年1月22日午後1時30分より、三豊市農業委員会1月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

### 1. 出席者、欠席者の状況

出席者 29名(農業委員23名、農地利用最適化推進委員6名)

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

1番	堀江 博	○	2番	岡根 譲	○	3番	石井 徳和	○
4番	笠原 孝弘	○	5番	奈尾 正敏	○	6番	近藤 和雄	○
7番	香川 政雄	ー	8番	秋山 正伸	○	9番	大橋 正幸	○
10番	糸川 正	○	11番	三宅 幸一	○	12番	前谷 晃年	○
13番	丸岡 祐二	○	14番	安藤 弘	○	15番	長堀 和行	○
16番	藤川 剛	○	17番	菅 充司	○	18番	石原 剛	○
19番	組橋 進	○	20番	河田 進	○	21番	岡崎 和朗	○
22番	宮崎 和代	○	23番	吉田 由紀	○	24番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

1番	篠原 正文	○	3番	近藤 泰義	○	24番	山本 定	○
36番	石川 雅廣	ー	42番	十川 圭次	○	54番	太田 正嗣	○
61番	安藤 徹雄	○						

### 2. 署名委員

5番 奈尾 正敏  
15番 長堀 和行

### 3. 傍聴人

なし

### 4. 事務局の出席者

事務局長 片桐 伸尚  
事務局次長 大井 要平  
主任 菅原 雅慶  
主任 糸川 剛史

### 5. 書記

副主任 安藤 かほる

### 6. 議題

議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)  
議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告)  
議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について  
議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について  
議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について  
議案第 6号 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について  
議案第 7号 非農地通知の件について  
議案第 8号 農用地利用集積計画の件について  
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会1月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。年が明けて最初の総会ですが、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。また、皆様方には昨年大変お世話になりました。どうぞ今年もよろしく願いいたします。新しい年にはなりましたが、元日には大変な災害のニュースが飛び込んできました。被害の状況はまだ不明な部分が多いものの、多くの農地が被害にあったと聞こえてきております。被害に遭われた方にお見舞いを申し上げますとともに、早くの復興を望みたいものです。次の日には日航機の事故があり、まさに大揺れの年明けでございましたが、改めて災害の少ない地域に住む我々は恵まれていると感じています。本日の議題は多くありませんが、皆様方のご協力により議事進行がスムーズに進みますようお願い申し上げます。お礼の挨拶に代えさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。本日の会議にあたり、議席番号7番 香川政雄 委員からあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。また、23番 吉田 由紀 委員から少々遅れる旨の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は22名で、定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会1月定例総会を開会いたします。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号5番 奈尾 正敏 委員、議席番号15番 長堀和行 委員のご両名をお願いいたします。

本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号9号を朗読 〕

以上9件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号9号の9件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。4ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号から番号2号を朗読 〕

以上2件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の2件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。5ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。なお、番号3号、番号4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限に該当する案件となりますので、関係する委員の退席をお願いします。先に番号3号と番号4号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」番号3号、番号4号の説明をさせていただきます。

〔 議案第3号 番号3号、番号4号を朗読 〕

以上2件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

13番 番号3号について説明します。譲渡人は高齢で後継者もなく、5年前から申請地を借りて米麦を栽培している譲受人に売買の話をしたところ、今回の申請となりました。

続いて番号4号について説明します。譲渡人は40年近く県外に住んでおり、今後地元に戻る意思もないことから、譲受人に買って欲しくないかと相談したところ、今回売買が成立しました。申請地では野菜を作付けしております。

以上2件、水利組合の同意も得ており、周辺農地への影響もありません。

		ご審議よろしくお願ひいたします。			
議 長		ありがとうございました。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。			
一 同		[ なしの声あり ]			
議 長	1 6 番	ないようですので、議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の番号 3 号、番号 4 号をお諮りします。ご異議ございませんか。			番号 7 号について説明します。譲受人は、譲渡人が経営する会社の従業員です。申請地に隣接する住宅に譲受人が住むことになり、譲渡人が申請地の売却を希望したため、今回の申請となりました。現地を確認したところ、今は何も作付けされておりませんが、今後野菜を栽培する予定です。周辺農地の影響もなく、問題ないと思います。
一 同		[ 異議なしの声あり ]			続いて番号 8 号について説明します。申請地は譲受人の農地に隣接しており、今回不動産業者の仲介により譲受人が譲り受けることになりました。譲受人は専業農家で、常に農業に従事しております。現地を確認したところ耕作に問題はなく、周辺農地への影響もありません。
議 長		異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の番号 3 号、番号 4 号の 2 件は、適当と認めます。ここで関係する委員の入室を許可します。審議を続けます。議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」番号 1 号から番号 2 号、番号 5 号から番号 1 2 号について、事務局の説明を求めます。	1 8 番		番号 9 号について説明します。譲受人は退職してから農業を行っており、徐々に経営規模を拡大しているところであり、今回無償での譲渡の申請となりました。申請地では野菜や果樹を作付けする予定であり、自らの農地とともに申請地もじゅうぶんに管理できると思います。ご審議よろしくお願ひします。
事 務 局		議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」番号 1 号から番号 2 号、番号 5 号から番号 1 2 号について、説明をさせていただきます。			
		[ 議案第 3 号 番号 1 号から番号 2 号、番号 5 号から番号 1 2 号を朗読 ]	1 7 番		番号 1 0 号について説明します。譲渡人が申請地の譲渡先を探していたところ、不動産業者の仲介により売買が成立しました。譲受人は県外から移住してきた方です。現地を確認したところ、オリーブが作付けされており、水路もきれいに管理されておりました。水利組合の同意も得ており、周辺農地への影響もなく、問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。
		以上 1 0 件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。			
議 長		事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。	1 番		番号 1 1 号について説明します。譲渡人は数年前に県外から移住してきましたが、高齢となったため多くの農地を管理するのが難しくなっていました。近所に住む方から譲受人を紹介され、今回の申請となりました。譲受人も市外在住ですが、今後三豊市に住んで農業を行う予定です。農機等については、譲渡人が所有するものを使うという話になっているようです。水利組合の同意も得ており、問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。
6 番		番号 1 号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会です。譲渡人は申請地を別の方に貸していましたが、譲受人と以前から売買の話をしてきたことから、今回の申請となりました。申請地ではブドウの作付けを行う予定です。周辺農地への影響も問題ありませんので、ご審議よろしくお願ひいたします。			
2 番		番号 2 号について説明します。譲渡人と譲受人は親族です。譲受人は他に仕事をしながら農業も行っており、生前部分贈与での申請ですので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。	2 1 番		番号 1 2 号について説明します。申請地の地目は田になっておりますが、日当たりがよくない場所に位置しており、田として機能するのは難しい土地です。今まで管理のみしている状態でしたが、それも難しくなったため今回の売買となりました。申請地では果樹を作付けする予定です。ご審議よろしくお願ひいたします。
1 2 番		番号 5 号について説明します。譲受人は 5 年ほど前から申請地で野菜や果樹などを栽培しております。以前転用の申請があった土地ですが、譲渡人が農地としての売却を希望したため、転用の申請は取り下げ、今回の売却となりました。水利組合の同意も得ており、周辺農地への影響もありません。ご審議よろしくお願ひいたします。	議 長		ありがとうございました。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
1 3 番		番号 6 号について説明します。申請地は現在荒れており、周辺施設に	一 同		[ なしの声あり ]

議 長 ないようですので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号2号、番号5号から番号12号についてお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号2号、番号5号から番号12号の10件は、適当と認めます。次に進ませていただきます。8ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。番号1号から番号4号の4件について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[ 議案第4号 番号1号から番号4号を朗読 ]

なお農地区分につきましては、番号2号、番号3号はJRの駅から300m以内に位置するため、第3種農地に該当します。その他はすべて第2種農地です。

以上4件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。担当委員さんからの説明はありませんので、これより質疑にはいりません。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 ないようですので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号の4件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。10ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。番号1号から番号8号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号8号の8件につきまして、ご説明いたします。

[ 議案第5号 番号1号から番号8号を朗読 ]

なお農地区分につきましては、すべて第2種農地です。

以上8件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。ご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。

10 番 番号3号について説明いたします。譲渡人と譲受人は親族です。申請地は譲受人宅に隣接する土地です。譲受人の業務拡大に伴い、建築資材や材木を加工する道具の倉庫を建てるための申請です。申請地は譲渡人宅から離れており、管理を譲受人に依頼していた関係で今回の売買となりました。水利組合の同意も得ており、周辺農地への影響もないため、問題はないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

11 番 番号4号について説明します。借人は土木建設業を営んでおり、建設残土による農地造成のための申請です。造成後は、野菜や果樹などの栽培を検討しています。水利組合の同意も得ており、周辺農地への影響もなく問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

14 番 番号5号について説明します。貸人は高齢のため、農地を処分したいと考えていたところ、借人にその話があり今回の申請となりました。借人は親族が土木業を営んでおり、その会社の貸駐車場として利用する予定です。現地を確認したところ、きれいに管理されている状態です。水利組合の同意も得ており、周辺農地への影響もなく問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

15 番 番号6号について説明します。譲渡人は申請地を相続したものの、高齢のため維持管理は近所の方に依頼していました。しかしそれも難しくなったことから、不動産業者に処分を依頼していたところ、分譲住宅を建てる土地を探していた譲受人との間で売買が成立したものです。現地を確認したところ、周辺には圃場整備された農地と住宅があります。周辺農地と住宅の所有者、関係水利組合とも調整済みであり、造成後の土砂流出対策や採取計画も適切に段取りされておりますので、問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

20 番 番号7号について説明します。貸人と借人は親族です。借人は現在とび職をしており、近くに資材を置くための転用です。現地を確認したところ、貸人は現在耕作を行っておらず、草刈りを行っているのみの状態です。周辺農地への影響もなく、問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいりません。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 ないようですので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可

申請の件について」の番号1号から番号8号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号8号の8件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。13ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号につきまして、ご説明いたします。

[ 議案第6号 番号1号を朗読 ]

議 長 事務局の説明が終わりました。担当委員さんからの説明はありませんので、これより質疑にはいりません。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 ないようですので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号の1件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。14ページをお開きください。議案第7号「非農地通知の件について」事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第7号「非農地通知の件について」を説明いたします。

[ 議案第7号 番号1号から番号9号を朗読 ]

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、これより担当委員からの説明をお願いします。

3 番 番号1号について説明いたします。現地を確認したところ、周囲も含めて雑木林になっており、農地に復元することは困難とされます。ご審議よろしくお祈りいたします。

9 番 番号2号について説明いたします。現地を確認したところ、何年も前から山林化しており雑木林となっておりますので、農地に復元することは

困難とされます。非農地通知が妥当と考えますので、ご審議よろしくお祈りいたします。

1 1 番 番号3号について説明いたします。公図では進入路が確認できますが、現地を確認したところ、進入路が非常に狭く歩いていくのがやっとなという状態です。申請地も山林原野化しており、農地に復元することは困難とされます。非農地通知が妥当と考えますので、ご審議よろしくお祈りいたします。

1 番 番号4号から番号9号について説明いたします。この一帯は、昭和50年代前半くらいまでは柿を栽培しておりましたが、ここ40年近く手付かずの状態であり、農地に戻すことは困難とされます。非農地通知が妥当とされますので、ご審議よろしくお祈りいたします。

議 長 担当委員さんからの説明が終わりました。何かご質問はございませんか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 ないようですので、議案第7号「非農地通知の件について」お諮りをいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第7号「非農地通知の件について」番号1号から番号9号の9件につきましては対象地を農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することとさせていただきます。次に進ませていただきます。17ページをお開きください。議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。17ページから36ページまでの農業者相互の貸借権の設定については件数37件、面積6.9ヘクタールでございます。また農地中間管理機構を介した一括方式による貸借につきましては37ページから54ページまでとなっております。農地の管理者から、香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は23件であり、面積は10.9ヘクタールとなっております。以上、利用権の設定計60件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にあります全てにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることと、3つの要件を満たしております。ご審議よろしくお祈りいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

一 同 [ なしの声あり ]

議長 ないようですので、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」お諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [ 異議なしの声あり ]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」は60件すべて適当と認め決定いたします。本日本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

1. 農用地利用集積等促進計画（案）について（意見聴取）

2. 農地法第4条・第5条の規定による許可の取消願について

(1) 許可日 令和3年1月18日(第4条)

申請人 A

申請地 三豊市仁尾町 田

転用目的 住宅用地

取消理由 転用計画の中止

(2) 許可日 令和4年8月17日(第5条)

申請人 (譲渡人) B

(譲受人) C

申請地 三豊市三野町 田

許可を受けた権利の種類 所有権の移転

転用目的 倉庫・作業場用地(敷地拡張)

取消理由 契約の解除・転用計画の中止

3. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について(通知)

4. その他

(1) 2月定例総会について

日時 令和6年2月20日(火) 午後1時30分

場所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
令和6年 2月7日(火)	危機管理センター1階 打合せコーナー1	三野町:丸岡祐二	豊中町:藤川 剛
		詫間町:石原 剛	仁尾町:吉田由紀

(3) 配布物

・普及センターだより 第178号

・農政情報 No. 389

閉会 【午後2時40分】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_